

# 計 画 書

## 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、常松2丁目7生産緑地地区ほか9地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
常松2丁目7生産緑地地区	約0.10ha	約0.16haの減
武庫町4丁目2生産緑地地区	約0.18ha	約0.28haの減
武庫町4丁目6生産緑地地区	約0.15ha	約0.06haの減
武庫町4丁目7生産緑地地区	約0.14ha	約0.07haの増
南武庫之荘3丁目9生産緑地地区	約0.11ha	約0.04haの増
富松町3丁目2-1生産緑地地区	約0.18ha	約0.02haの増
富松町3丁目3-1生産緑地地区	約0.13ha	約0.02haの増
大庄北1丁目6生産緑地地区	約0.25ha	約0.09haの減
田能3丁目16生産緑地地区	約0.07ha	約0.01haの増
田能6丁目14生産緑地地区	約0.31ha	約0.10haの増

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区に、西昆陽2丁目11生産緑地地区ほか4地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
西昆陽2丁目11生産緑地地区	約0.07ha	
西昆陽3丁目5生産緑地地区	約0.05ha	
武庫町1丁目16生産緑地地区	約0.08ha	
武庫之荘本町3丁目12生産緑地地区	約0.08ha	
久々知3丁目5生産緑地地区	約0.10ha	

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 3 都市計画生産緑地の武庫町1丁目8生産緑地地区ほか10地区を廃止する。

名 称	名 称
武庫町1丁目8生産緑地地区	武庫町3丁目9生産緑地地区
武庫町3丁目10生産緑地地区	南武庫之荘2丁目5生産緑地地区
南武庫之荘2丁目6生産緑地地区	南武庫之荘3丁目5生産緑地地区
南武庫之荘3丁目7生産緑地地区	南武庫之荘6丁目1生産緑地地区
富松町3丁目8生産緑地地区	稲葉荘1丁目5生産緑地地区
浜田町3丁目2生産緑地地区	

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に追加指定することにより、保全を図ることとして、今年度より随時募集し、生産緑地の指定基準を満たすものについて、生産緑地地区に追加指定する。

また、生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。